Ⅱ　代理人選任（代理人変更、代理権変更、代理権消滅）届及び代理人受任（辞任）届

１．代理人選任（代理人変更、代理権変更、代理権消滅）届

手続をした者が、代理人の選任又は変更若しくはその代理権の内容の変更又はその消滅を届け出るときは、特施規様式第９によりしなければなりません。

２．代理人受任（辞任）届

手続をした者の代理人が、代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したことを届け出るときは、特施規様式第11によりしなければなりません。

特施規様式第９（第９条の２関係）

【書類名】　代理人選任届
（【提出日】　平成　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
（特許庁審判長　　殿）
【事件の表示】
【出願番号】
【手続をした者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代表者】　㊞　又は　識別ラベル
【届出の内容】
【選任した代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】　㊞　又は　識別ラベル
【提出物件の目録】
【物件名】　代理人の選任を証明する書面　1

代理人手続のときは、法人にあっては【代表者】の欄、並びに本人の印及び識別ラベルは不要です。

〔備　考〕

１　復代理人の選任を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理人選任届」とし、「【手続をした者】」の次に「【代理人】」、「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設け（備考２、３又は４の復代理人に係る手続において同様とする。）、復代理人を選任した代

理人を記載し、「【届出の内容】」の欄は「【選任した代理人】」を「【選任した復代理人】」とし選任した復代理人を記載する。

2　代理人の変更を届け出るときは、「【書類名】」を「代理人変更届」とし、「【届出の内容】」の欄の選任した代理人の「【氏名又は名称】」の次に「【代理権の消滅した代理人】」、「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて、代理権の消滅した代理人を記載する。復代理人の変更を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理人変更届」とし、「【届出の内容】」の欄の選任した復代理人の「【氏名又は名称】」の次に「【代理権の消滅した復代理人】」、「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて、代理権の消滅した復代理人を記載する。

3　代理権の内容の変更について届け出るときは、「【書類名】」を「代理権変更届」とし、「【届出の内容】」の欄には、その変更の内容を記載し、「【選任した代理人】」を「【代理権を変更した代理人】」として代理権を変更した代理人を記載する。復代理人の代理権の内容の変更について届け出るときは、「【書類名】」を「復代理権変更届」とし、「【届出の内容】」の欄には、その変更の内容を記載し、「【選任した代理人】」を「【代理権を変更した復代理人】」とし代理権を変更した復代理人を記載する。

4　代理権の消滅を届け出るときは、「【書類名】」を「代理権消滅届」とし、「【届出の内容】」の欄の「【選任した代理人】」を「【代理権の消滅した代理人】」として代理権の消滅した代理人を記載する。復代理人の代理権の消滅を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理権消滅届」とし、「【届出の内容】」の欄の、「【選任した代理人】」を「【代理権の消滅した復代理人】」とし代理権の消滅した復代理人を記載する。

5　復代理人の選任若しくは変更又は復代理権の変更若しくは消滅を復代理人が届け出るときは、「【届出の内容】」の次の「【代理人】」を「【復代理人】」とし当該代理人を記載する。

6　識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「【氏名又は名称】」（法人にあっては「【代表者】」）の横にはるものとする。備考９ロに該当するときは、識別ラベルをはる場合であっても印を省略することはできない。

7　「【手続をした者】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続をした者】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【手続をした者】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】

8　「【届出の内容】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【届出の内容】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

9　第９条の２第３項の規定により、２以上の代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅の届出を一の書面でするときは、次の要領で記載する。

イ　特許出願人が届出をするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該届出に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

特願○○○○－○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○、

特願○○○○－○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○、

ロ　特許出願人及び特許権者が届出をするときは、「【手続をした者】」の欄を「【手続をした者及び特許権者】」とし、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【届出に係る事件の表示】」及び「【届出に係る特許番号】」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

【届出に係る事件の表示】

特願○○○○－○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○、

特願○○○○－○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○、

【届出に係る特許番号】

特許第○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○号、

特許第○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○号、

10　特例法施行規則第６条第１項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、２以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し続けて記載する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

11　その他は、様式第２の備考１から４まで、10から14まで及び16から18まで及び23から26まで並びに様式第４の備考１、２及び４と同様とする。